

令和6年度

第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年10月24日（木）

佐々町農業委員会

令和6年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年10月24日（木）午後4時00分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
 3. 開 会 令和6年10月24日（木）午後4時00分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君	4	井手 俊博 君
5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	推進委員	玉置 義則 君	6	

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書（計画変更）について（3件）

報告第2号 一時転用届出書について（1件）

(4) 審議事項

議案第17号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) その他

① 11月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第7回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、坂口職務代理から御挨拶をお願いいたします。

職務代理（坂口 隆英君） 皆さんこんにちは。今日は会長が欠席ということで本日の総会は私の方で進行をさせていただきます。また時間も今日は16時からということでお忙しい時間にかかるかと思いますが、本日の議事進行がスムーズにいきますよう皆様方のご協力をお願い致しまして挨拶とします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は12名です。寶持委員から欠席の届けが出ております。最適化推進員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますが、寶持会長が欠席のため佐々町農業委員会規定第4条の規定により議事の進行を坂口職務代理をお願いいたします。

職務代理（坂口 隆英君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、10番、廣川委員、11番、池田委員を指名しますので、よろしく願いします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、一時転用届出書（計画変更）について。事務局から説明をお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。それでは資料の1ページ目をお願いします。3件分でございます。西九州自動車道の工事の関係でもともと一時転用届出書が提出されていたものを延長という手続きになります。

1ページ、2ページ、3ページの分のそれぞれの3件分の申請となっております。

場所につきましては資料の7ページをお願いします。資料の中の航空写真の方が見えにくいんですけど、まず1つ目が佐世保市の方から国道204号線を佐々町の方に入ってくる道の西九州自動車道の口石大橋って高架になっているところの手前の方の工事作業用の道路としての下りていく道になっているものが1つ、地番が佐々町口石免〇〇〇

○の田の分です。

その次の分が8ページをお願いします。作業道を下りて行って西九州自動車道にくっついている農地の部分になるんですけど、ここが2筆分、航空写真で丸って書いてあるんですけど、そこを拡大すると右側の方で2筆ありまして口石免〇〇〇〇と口石免〇〇〇〇というものが2筆分。合計で3件分の計画変更ということで、当初が10月31日までの分を変更後令和7年1月31日までの計画変更延長の手続きとなっております。

9ページは着工前の写真、10ページにつきましては①②③の3筆分の現況写真となっております。説明は以上です。よろしくお願いします。

職務代理（坂口 隆英君） 事務局の説明が終わりました。この件につきまして何かご質問あります。ないようですので次に進みます。

報告第2号、一時転用届出書について。事務局からお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。この分が申し訳ございません、当初お送りしていた総会資料とは別に今日配布させていただいた追加させていただいているものでございます。頭書きに変更①ってしてあるところのひらいた1ページ目の方をお願いします。この分が締め切り日後の提出となっておりますけど、申請者の借受人の建設事業者の方と水道課の方から町の水道事業の工事の関係で工事の期間等もあるので追加での申請をさせていただきますという事で申し出がっております。場所につきましては佐々町平野免〇〇〇〇、採草放牧地扱いになっている分の面積が6,650㎡の内の一時転用面積が170㎡分です。工事期間、転用期間としまして許可後から水道事業の工期である令和7年2月28日までという事での提出となっております。

場所につきましてはおそらく2年ほど前に同じ内容での水道事業の受注をされて一時転用申請があった所と同じ場所になります。

場所につきましては3ページのところになりますけど、分かりづらいんですけど〇〇〇〇をちょっと上りあがったところになります。現況の計画図のところは4番のところに残土置き場、あとは碎石、砂等を置くスペースと建設事務所とあと仮設トイレ分が合計で170㎡分という事でございます。現況につきましては写真はちょっと見えづらいんですけど5ページのところでございます。6ページの方にも写真がついておりますけど以前牛舎があったところの手前のところの部分の170㎡分を一時転用という事での手続きとなっております。よろしくお願いします。

職務代理（坂口 隆英君） この件につきまして質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美委員） 面積の確認ですけど図面を見ると残土置き場の100㎡、それから碎石置き150㎡、仮設トイレ20㎡で、面積があっていないですが。

事務局長（作永 善則君） 申し訳ございません。私が勘違いしていました。270㎡ですね。すみません。自分が勘違いをして修正をしてしまったのもう一部副本が出ての方を差し替えたかたちで許可の方は取り扱いをさせてもらいたいと思います。すみません。

職務代理（坂口 隆英君） よろしいでしょうか。他に何かありませんか。ないようですので以上で日程3の報告事項を終わります。

次に日程4、審議事項に入ります。議案第17号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の13ページをお願いします。この手続きについては8月の総会の折にも一度ご承認いただいた分の再変更というかたちになります。

元々の履歴として以前の議案の分を下の方に参考としてつけさせていただいておりますけど、令和5年6月の総会に5条転用申請の承認をいただいております、その後令和6年8月に共有名義の二分の一ずつ夫婦共有という事で手続きをさせていただきたいという事で、承認後の計画変更承認申請という事で手続きを取らせていただいております。

今回は15ページを見てもらって2番のところになるんですけど、土地の持ち分を二分の一ずつの夫婦共有とすること、というのが真ん中の申請だったんですけど、二分の一ではないという事で共有にしたいという変更。それも県の方に確認しましたら再度同様の手続きを取ってください、という事になりましたので再度の申請という事になっております。議案書での書き方は譲受人今回の申請人の方が夫婦2名のお名前が記載されていて、記載上は変わらないんですけど県知事あてに送る申請書につきましては持ち分夫婦共有二分の一ずつの二分の一ずつを削ったかたちでの申請となっております。

今回3度目の手続きという事で事務手間をかけさせていただいて申し訳ございません。ご審議をよろしくをお願いします。

職務代理（坂口 隆英君） 何かご意見ご質問はありませんか。ないようですので採決を行います。議案第17号について変更やむなしと思われる方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。挙手多数ですので変更やむなしという事で県の方に進達致します。

次に議案第18号、農地法第5条に規定による許可申請について。事務局から説明をお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の17ページをお願いします。

議案第18号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分でございます。土地の所在につきましては佐々町市場免字倉ノ前の分

の7筆と佐々町沖田免字鰯淵の2筆分、合計の9筆分でございます。田が3,623㎡、畑が700㎡の合計面積4,323㎡の9筆分でございます。

申請人でございます譲受人につきましては〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇でございます。譲渡人につきましては〇〇〇〇さんの分が3筆、〇〇〇〇さんが2筆分、〇〇〇〇さんの分が4筆分でございます。転用の目的は建売住宅の建築という事で建売住宅17棟分の計画となっております。

19ページをお願いします。この分につきましては3,000㎡以上という事で、土地計画の開発行為の申請も伴う申請で農地の転用申請と開発行為の同時申請の扱いとなっております。転用面積につきましては合計が4,323㎡という事でございますけど、転用計画のところの3のところの(4)の所要面積につきましては全体の面積が4,868.48㎡分の敷地内に宅地の17棟分、あと開発に伴う分の水路の移設、もしくは道路の整備等も入ってきております。

工事計画としましては県知事の許可後から令和7年11月30日までの工事の計画となっております。

20ページをお願いします。20ページにつきましては転用する農地と併用地という事で、下の方には併用地の一覧が添付されているところです。

21ページからが転用する農地の登記簿謄本が29ページまで続いております。

申請場所についてですけど37ページをお願いします。松浦鉄道の佐々駅を南側の方に、細い道になるんですけど進んで行ってもらって印刷で分かりづらいんですけど、赤で印を付けている部分が今回の計画地となっております。36ページを見ていただくと1筆すでに既存の住宅が1軒あるのをはさんで北側と南側の方を開発させていただくという申請内容でございます。

38ページ以降に現況の写真が添付されております。

45ページのところになるんですけど、45ページについてはちょっと図面が見にくいので、今日お配りさせていただいている別冊の方の上から2枚分が今回の申請分となっております。

A3横の図面をお願いします。まず下側の南側の方なんですけど既存の道路があるんですけど、そこに水路等もはしっておりますけど、そこを位置の変更と道路は拡幅をするという内容と、図面の中で赤道が2本ほどあるんですけど、それは真ん中の方に2つ接道用の道路の部分を作成して付け替えをさせていただくという内容でございます。

元々の付け替えの赤道の位置につきましては2ページの方の図面をご確認いただけたら赤色で塗ってある所が赤道の分の標記になっております。

資料の44ページをお願いします。被害防除計画書のところです。まず①の(1)のところですけど、地盤の調整の為盛土を1.16m行うという事でございます。(2)のところですけど、敷地につきまして擁壁を設けるとの事での記載になっております。

②の排水関係になりますけど、雨水排水につきましては溜枡を設けて水路放流という流れでございます。汚水と生活雑排水については下水道に接続させるという事でございます。下水道の本管自体は今からの許可後の工事で道路上に入れるという事なんですけど、1筆既存の住宅のあるところまでは道路の中に下水道の本管がきているという事なんですけど、それよりも南側については今回の開発の中で上下水道管を設けてそこに接続させるという事でございます。

③につきましては建物の高さを加減するという事で平家であれば4.632m、2階建てであれば7.725m程度という事で高さの加減をするという事でございます。

一番肝心の営農に支障がというところになりますけど、今回の転用をもちまして、ここから南側の方には該当となる農地はもうなくなってしまうという事で営農への影響はないという事での手続きとなっていきます。事務局からの説明は以上で終わります。

職務代理(坂口 隆英君) ありがとうございます。それでは地元委員の説明をお願いします。

11番(池田 晴良君) この件で昨日現地の確認立会をさせていただきました。

開発業者側は行政書士さんを含めて3名、農業委員の方は会長を除く五役の委員4名と玉置委員、松本委員、私の7名、事務局側は局長と担当者と2名でした。

ここの申請地ですけど事務局から話があったように周りに農地はないと、農地があるとすれば真ん中に1軒家がありますけど、宅地ですが敷地内の周りは農地になっているようです。現況は盛土されていて一部畑をされているそういうところです。北側の開発のところについては〇〇〇〇さんの畑と隣接していますが北側でもあり日照に問題はないと。南側の開発地域は事務局からもありましたように農地は周りに全面的なしという事で、法に則って6m道をつくり排水路も移設して計画されているようでした。

特に問題はないと思います。

この場所は十数年、不耕作というか荒れていましてほとんど作られていなかったと思います。作った人に聞くと、耕作しづらいというか機械を入れたらぬまるとか、話によると蓮田とかそういう話でした。だからずっと荒地のままで所有者が年に一回草刈をされているという農地です。道路際に畑がありますけど野菜とか景観作物をちょっと作られていたんですけど、今回の開発によって作られていなくて昨日見たら荒地でした。

特に問題はなかったと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

職務代理(坂口 隆英君) ありがとうございます。この件につきまして何かご質問はありません

んか。5番

5番（築城 武美君） 建設課が所管する都市計画の計画、下水道のないところに下水道を入れる時は町の都市計画審議会等に諮って処理をするという手続きになっていると思うんですよ、今回はその手続きはできているのかなと、参考のために聞くんですけど、行政上の中身の事です。農転とは直接関係ないんですよ。

職務代理（坂口 隆英君） すみません、ちょっと休憩します。

（ 休 憩 午後 16 時 27 分 ）

（ 会議再開 午後 16 時 30 分 ）

職務代理（坂口 隆英君） それでは会を再開します。他に何かご意見ご質問はありませんか。ないようですのでそれでは採決を行います。

議案第18号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので転用やむなしという事で県に進達致します。

次に議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局から説明をお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の55ページをお願いします。すみません、ちょっと筆数が多いので議案書を縦表示の方に変えさせさせていただいております。

議案第19号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分でございます。筆数につきましては佐々町市場免が全部で17筆分でございます。申請者譲受人につきましては〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。譲渡人につきましてはこちらの方に記載されている全部で11名の方が地権者という事になります。

転用の目的としまして店舗と駐車場の建設という事でございます。

57ページをお願いします。今回の転用する面積は17筆の合計で23,147㎡分という事で転用許可を受けようとする土地の所在等が記載されているところでございますけど、周辺の転用計画としまして全体の土地造成の面積としましては、24,606.68㎡という事でございます。建物につきましては、店舗の面積の部分が5,646.98㎡でございます。この4番のところになりますけど、今回は売買ではなく賃貸借という事での許可申請という事になります。後から説明をさせていただくんですけど6番のところに記載されている分駐車場につきましては16,721.7㎡、あと緑地帯につきましては787.56㎡、道路のところは1,463.68㎡でございます。

58ページをお願いします。58ページにつきましては土地所有者一覧でございます。

上から5番目6番目の方は共有名義になっている土地の所有者という事で59ページの方が17筆分の状況が記載されているところです。地目は全て田、現況は不耕作という事になっております。60ページ以降は今回転用する土地の17筆分の登記簿の方を添付させていただいております。

場所についてですけど、78ページをお願いします。佐々インターからおりてきてすぐのところの敷地で、黄色で囲っているところになります。現況の航空写真としまして79と80ページが現況写真で、現況はもうちょっと草が生えている状態でこの写真を撮影した時よりも今の方が耕作されていない状態となっております。

81ページから85ページまでが地籍図関係を添付しております。計画の内容としましては、今日お渡ししている別冊の3ページ目をお願いします。下の方の道路が町道中央海岸線となっております現在〇〇〇〇があるところの左側の方から一か所目の出入口があって、役場方面に進んでもらって〇〇〇〇がある所を上の方に進んでもらって、ここが町道馬場添線という事になるんですけど、そこから計画敷地内に入り口がもう一か所設けられるという事でございます。

店舗につきましては真ん中上の方の中央くらいになるんですけど、店舗があってそれ以外のところは駐車場の敷地という事になっております。

ここが雨水関係の整理としましては面積がやっぱり多いので、雨が降った場合の水の取り合いという事で、結果的には調整池というのを一旦持たせてやって、敷地内の雨水はその敷地内で作る水路をもとに調整池の方に入ってきてここを經由して下側の方の元々ある既存水路に落としていくという内容でございます。

資料の87ページをお願いします。駐車場についての説明になるんですけど、駐車場の面積としましては16,721.7㎡という事で、駐車可能台数としましては504台分を設けるという事でございます。

3番の(2)のところ、すみません配布書類の記載が間違っていたという事で昨日申請人さんから申し出があったんですけど、従業員数が110名、うち車通勤者数が600名となっているところが100名の誤りという事でございます。想定としては(4)のところになるんですけど、一日平均来客来場者数が1,200人、そのうち車利用見込みが600台という事で提出をされております。

続きまして88ページをお願いします。被害防除計画書のところになります。①につきましては(1)アのところの盛土を行う、最高1.31m最低で0.28mという事でございます。それに伴う敷地回りにつきましては土留めの工事を行うということです。

②のところの排水関係になりますけど、(1)の雨水排水につきましては貯水池を経

由して既存水路に放流という事でございます。汚水生活雑排水につきましては下水道の方に接続という事でございます。

③のところにつきましては周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としまして、建物の高さを加減するという事で、高さについては6.4m程度という事でございます。

あとは以前からの調整の際に申請者の方に申し伝えている内容としまして、89ページの図面からいきますと今回の申請地の反対側になるんですけど〇〇〇〇側じゃなく開発で整備していく道路の反対側がまだ農地が残っている状態で、いちごのハウスと水稻の作付をされているところにつきましては、光の加減を光の方向を農地側に向けないように注意するという内容を確認しているところでございます。

あと別冊の3ページの方を見ていただきたいんですけど、今回の農地転用させていただく予定地以外については赤で囲ってあるところになるんですけど、まずは中央海岸線からの車の入りというところの部分の敷地について道路の改造という事での承認の手続きをとれているところです。それと図面上の上の方になるんですけど、元々町道牧崎市場線というのがございまして、そこにつきましては道路の改造を行うという事で、道路につきましては別冊の5ページになりますけど5ページの断面図のところには拡大図という事で既存の道路を整備させて拡大させていただくという内容でございまして、元々その計画地内にあった水路を代替地という事で道路の側溝として2カ所、水路の代替地を設けるという事と、道路についてもこの開発の申請上拡幅しないといけないという事で、申請者サイドの方で拡幅をされて工事の方が終われば町道部分については町の方に寄付をするという内容になっております。あとは道路の接続とか敷地等の高さの調整とかで一部町道にかかる部分の改造許可申請を出されているところでございます。

事務局からの説明につきましては以上で終わります。よろしく申し上げます。

職務代理（坂口 隆英君） ありがとうございます。この件につきまして地元委員の説明をお願いします。11番。

11番（池田 晴良君） 先ほどの議案に引き続き、昨日2時半から立ち会わせていただきました。開発業者側は担当者1名、農業委員は会長を除く五役委員の4人の委員と玉置委員、松本委員、坂本委員と私の計8名で立ち会わせていただきました。事務局側は局長と担当者2名です。

この3ページの図面を見ていただければだいたい開発の計画がわかると思いますけど、出入口は中央海岸線通りからと〇〇〇〇から入った市場線そこから出入りされてるようで、上の道路と右側の道路からは出入りはないようになってるんだなってこの図面を見

たら想像します。だから出たり入ったりが2面はないという事です。そういうふうに理解をしました。

一番問題はこの上の赤く塗ってある裏道です。これはさっき事務局から説明がありましたけど、開発業者側が排水路の付け替えとか排水路側の法面を付け上げて道として有効にしていくという対策を取られて5mちよつとの道幅を確保されているようですが、ここのお店が開店したら多分この裏道も車の量が多くなるんじゃないかなと想像します。

この道は子供さんが通学路として利用している道で非常に気になるところです。元々この辺りに住んでる人は歩道を設けて車が離合できる2車線ぐらいの道幅の道路を作ってほしいという希望があると思いますけど、なかなか町が作ろうとしていない、この道の横が宅地化されていますので、将来的にはこの道は拡幅していく道になっていくと想像します。

この上側がまだ農地として残っていますが、ここも場合によっては宅地化していくことが想像されます。その時にはこの道の拡幅問題も一緒に意見として行政側もしていく事になるだろうと、とりあえずもう許可がおりようとしていますから、これはこれで認めていかざるをえんだろうと私は思いますけど、将来的にはこの裏道は貴重な佐々町の発展のための道になっていくとそう思ったりもします。

だから今回はこの申請は法に則って開発計画されて許可もおりようとしていますから、これでとっておって転用やむなしと認めざるを得ませんけど。

ここは周りが道と宅地なんです、だから農地というのは道を挟んで農地ですので日照とか建物の高さとかそういうものには影響はないようなところで、今事務局が言われた灯りだけ、灯りの向きを夜間は調整してもらおうという事です。裏道問題はありますがそれ以外には問題ないんじゃないかと思っはおります。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

職務代理（坂口 隆英君） ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。何かご意見ご質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 昨日立ち会った時に代理人と約束をした話がありますが、事務局の方に何かお答えが来てますでしょうか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。2点ほどあったと思うんですけど、図面の3ページ目を見ていただきたいんですけど、〇〇〇〇と〇〇〇〇があるところと開発申請地との間にある水路の底地については今確認した段階ではそのまま床版等は打たずに既存のままで行きますという計画内容でございます。

それと図面の上の方の町道牧崎市場線の拡幅工事の際には、通学路として小学生等が

通行しているところにつきましては、工事期間中は警備員等も置いて配慮をさせていただきます。基本的にはう回路を設けたりとかしながら工事期間中は安全対策を行うという内容を確認しております。

5番（築城 武美君） いわゆる〇〇〇〇の裏側に貯水池ができる。貯水池と〇〇〇〇の間に水路があるところがあるんですが、そこに昨日池田委員の指摘がございまして、いずれ草が生えてボウボウなるんじゃないか。それは水路を埋めたにしても基礎からまた草が生えてヨシみたいな物が生えてきた時には誰が整備管理するんですかという話で、本社と確認しときますという話になっていて、今日委員会があるんで委員会で皆さんが気持ち良くOKが出るように努力してくださいで帰ってきているわけです。

結果的には〇〇〇〇側の水路の横が30cmくらい歩けるようになっているんですよ。そこを埋めたらいずれ草が生えるじゃないかと、今回そこは開発区域に入っていないところですよ。それで結果的に開発区域に入っているところについてはいろいろ条件が付けられるんだけど、わずか何cmのところ草ボウボウして将来環境整備に問題があるんじゃないか、それでそこをどうするのか開発業者として意見が欲しいという話を別れたんですが、それについては現状のまま計画のままだという話だったんで、お答えがあったのはそういう事だったんですね。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。ちょっと答えづらい内容でもあるんですけど、工事着る際は開発業者の方で排水路の法面については草の刈り取りを行って工事の方に着するという事でございます。その後の維持管理というところでございますけど、明確な回答は申請者サイドの方からは得られていないんですけど、建設課の方に確認した分では基本的には町有水路というところもあって、受益者の方で管理を行っていただきたいという事の考えはあるという事です。よろしく願いいたします。

職務代理（坂口 隆英君） よろしいでしょうか。11番。

11番（池田 晴良君） 今の件で、昨日もそういう確認を開発業者にしたんですけど、担当者が詳しいことわかっていないような担当者だったので、持ち帰って確認して返事をもらうような話だったんですけど。

私、大新田組合の役員をしてるんですが、6月だったか7月だったか忘れましたが、その時に開発業者の設計者が来て説明があったんです。その時にその話も出たわけですよ、どうするかと。基本的には排水路の法面というのは〇〇〇〇の開発の許可する時の条件として法面に防水シートが貼ってあったわけです。ところが今十数年たったら破けたところから草がボウボウ生えれるわけですよ。それでこれじゃいかんと、今回の開発できれいにせんばたいと。どこがするかとなったわけですよ。役場の行政側から農林

課の〇〇〇〇さんが一人来て立ち会っておったんですが、役場側は行政側は何もしませんと。そういう話で、業者の方も開発のエリア側の法面は自分達がきちっとしますと。〇〇〇〇側はうんーと頭傾げたんです。ところが話をしていくうちに開発業者側が法面はコンクリートを打ちましょと、草が生えないようにと、そういう話はあつたんです。あつたもののちゃんと紙に書いた証拠がない訳です。ただ立ち会って話をしただけで。だから行政側がきちんと書面で残して（聞き取り不能）

職務代理（坂口 隆英君） 他にありませんか。17番。

17番（辻 正人君） 17番。ちょっとお聞きしたいんですけど、3ページと4ページで調整池の数字が違うのは何で違うんですか。3ページは477、4ページは293、数字的なものが違うと思うんですけど。

職務代理（坂口 隆英君） すみません、ちょっと休憩します。

（ 休 憩 午後 16 時 59 分 ）

（ 会議再開 午後 17 時 02 分 ）

職務代理（坂口 隆英君） それでは会を再開します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。3ページの調整池479.02m³という許容量の方が正式な貯水池の許容量であると考えております。3ページが正です。図面の変更前の表示になっておりますのでそこが昨日提示されている書類につきまして面積の確定とところは3ページの方が正になっております。よろしくをお願いします。

職務代理（坂口 隆英君） よろしいでしょうか。17番。

17番（辻 正人君） 17番。479という事は、479トン溜まるという事ですよ。考え方によったら、でこれを既存の水路に放流するんですよ。拡張するところに水路がありますよね、そっち側に流れていくんですよ。違うんですかね。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。既存の水路の方に流れていくかたちになります。

17番（辻 正人君） この479トンというのをポンプアップで出すのか自然流下で出すのかわかりですけど、この末端には道を挟んで田んぼがあってその水路にたぶん行くんですよ。この流量が流れてその水路あたりは機能していくんですかね。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。そこも踏まえて流量計算等はされているという事でございます。

追加の説明になるんですけど、元々このエリア一帯が大雨が降った時に水が浸かっている状態というか、元々海拔が低いエリアになりますのでこの元々の放流先で設定されている水路の方が中央海岸線の下をまたいで〇〇〇〇の途中を排水路として、最終的には大新田排水機場の方に流れていくという流れと、もう1点は町道馬場添線の道路の

下もボックスカルバート式で水路になっておりまして、これも中央海岸線の下をくぐってこの図面上は下側の方に下って、最終的には大新田排水機場の方につながって佐々川の方に強制排水をするっていう事でございますので、元々の水路の計画としては分岐させることで流量をもたせる。今回の申請の確認されている内容はここからの水量を落とすとしても最終的には一本の水路につながっていくかたちで水量としての計算上はOKですという回答は得ております。

番（ 君） （ 聞き取り不能 ）

事務局長（作永 善則君） 水路の接続については羽須和川の水系もあつたり、口石の方からの平田ため池からつながってくる順手川の水系もあつたりで最終的には四ツ井樋樋門から流下して海の方に流れていく分とそこでもはげきれない部分が大新田排水機場の方の第1、第2ポンプ所の機能を使って浸からないような対策を大雨の際はさせていただいているところでございます。

17番（辻 正人君） そうじゃなくてこの調整池から出ていくのが3カ所に分散して出ていくという事ですよ。

事務局長（作永 善則君） そこがちょっと確認は取れてないんですけど、この調整池からはこの既存水路に落としていうという内容でしか事務局の方では確認はしておりません。

17番（辻 正人君） 既存水路というのはこの〇〇〇〇の裏の水路に流れて〇〇〇〇から広いところに落ちる。じゃあこっちの道の方の水路には行かないという事ですね。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。この上の方につきましてはこの道路に降った部分、基本的には開発エリア外の部分については水路をまたいで羽須和川の方に落ちていく水みちも排水としてあるという事です。

17番（辻 正人君） 分かりました。

職務代理（坂口 隆英君） 他に何かありませんか。ないようですので採決を行います。議案第19号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので転用やむなしという事で県の方に進達致します。

以上で日程4、審議事項を終わります。次に日程5、その他に入ります。事務局からお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。その他のところの①11月の定例会の日程について、でございます。五役会が11月19日火曜日13時30分から2階会議室。総会につきましては11月26日火曜日13時30分から3階第1会議室の予定でございます。

その他の②その他のところでございますけど、今日別冊で配布させていただいている

農業委員会組織関係予算について、④のところでございます。

この内容が農地利用最適化交付金の配布基準って赤で白抜きの文字のところなんですけど、内容でいきますと活動記録簿の記載を充実させていただきたいという事でのお願いの分になります。

県の平均というところで補助金上の計算のやり方が変わっていて月当たりの平均活動日数に応じて月額単価が定められるというところで、県の平均が5.91日という事で(3)のところになるんですけど、誠に申し訳ない状態が発生しておりまして、佐々町の方が(1)の一番低い月額単価での算定に現在のところなっております。

ここの裏側の方を見ていただきたいんですけど、今年タブレットを購入して全委員さんに配布をさせていただきたいというところで、この内容の方はまた町長の方と財政局の方とも協議をしないといけないかなと考えているところでございます。

真ん中中段の方の太枠の方がすでに購入させていただいている4台分の予算関係で、結果4台あってもそれを皆様方に配布するのは難しいということで6年度購入分で15台分を購入する予算は今確保をしているところです。

当初予算を作成するときには財政との協議をした結果というのが、タブレットカバーとタブレット本体分は補助金の対象にはならないということで、一般財源からの支出という予定、歳出予算とかは計上させていただいているところで、それにとまなう購入後の通信費関係につきましては表に書いてあります農地利用最適化交付金というのを当てられますので、予定としましては購入は町の一般財源からで維持管理についてはその補助金を充当できますという説明でこの予算を取らせてもらっていたところなんですけど、結果としましては合計欄のところを見ていただきたいんですけど、今年の予算が39万1800円って歳入予算を組んでいたのが前年度の内示額ベースということで予定をさせてもらっていたのが、今年の内示額というのが一番下の右側に10万1000円っていう事で金額がきております。県の担当課の方にもタブレットを購入するのでそこを削られてもらったら困るという事で問い合わせをしているんですけど、増額の見込みは今のところないです。

今年の配分の補助金につきましては、前年度5年度の活動実績の日数に応じて計算をされているものですという事でございます。

今後のタブレットの購入については一旦はタブレットの購入はすべきものとして、今年の予算にのってるのを執行させてもらおうかなと考えているところなんですけど、維持管理の通信費関係の予算については歳入予算がちょっと不足している関係もありまして、財政の方と町長の方と協議して補助金が少なくても執行していいという判断になる

か、もしくは通信に関しては次年度の内示額をもって全てを通信契約の方にもっていけるかというところの部分で、お願いしたい分が活動記録簿の②と③の項目の時間数がこの算定上、金額が入ってくる部分になりますので、農地のパトロールとか見廻りとかされた部分も確実に記録簿の方に入れていただきたいと考えております。事務局からのお願いの部分になります。

5番（築城 武美君） 先ほど1日以上3日未満と例えばいうときは、1日を24時間計算するんですか。8時間計算をしているんですか。根拠となる時間は8時間計算ですね。そうすると1時間活動しました、これは1日じゃないですよ、時間ですよということですね、単位が。それをもっとあげろというお願いですね。そういうふうに解釈していいですか。

職務代理（坂口 隆英君） 会を休憩します。

（ 休 憩 午後 17 時 16 分 ）

（ 会議再開 午後 17 時 28 分 ）

職務代理（坂口 隆英君） それでは会を再開します。他に何か皆様方からありませんか。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。中間管理機構の手続きを今進めてきていて更新手続き、あと新規の扱いの分とかほぼ9.5割ぐらいは更新が終わっている状態で、全部で200筆ほど未更新といったところをご協力もあって終わってきているところ。今残っているのが実際に分筆があつていたりとか内容の賃料が変わったりとかの調整の部分の新規の部分については、来月ぐらいにまたお願いできたらと思うんですけど、すみません、またお願いしたいのが期間が来て解約しますっていう書類の印鑑を貰ってきていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

それと全国農業新聞の原稿「農地を守る」っていう内容で掲載する分なんですけど、何か案がございましたら。

3つほどどうかなっていうのがあって、地域計画の座談会が木場の分が終わってその次っていうかたちで進めさせていただく内容になっているんですけど、地域計画の協議の部分で農地を守るの方で記事を作るっていうのが1点。もしくは今週予定してたのが来週になるんですけど、農業体験施設に保育所の子供たちが来て芋ほり体験とかするところを農業委員会だよりの表紙とかにもっていけないかなとか思っているところで、農業体験施設で農業に興味を持ってもらって、将来新規の就農っていう方向にならないかなっていうところでの農地を守るという活動のひとつとして挙げさせていただく、もしくは予定より再オープンがちょっと遅れるみたいなんですけど、皿山直売所を農地を守るというところにつなげての内容で記事を作ってみてはどうかの3つほど案があるんで

すけど原稿としてはそれぞれはできていない状態なんですけど、どれがいいかなってご意見をいただけたら助かります。よろしくお願いします。

職務代理（坂口 隆英君） すみません、また休憩に入ります。

（ 休 憩 午後 17 時 32 分 ）

（ 会議再開 午後 17 時 36 分 ）

職務代理（坂口 隆英君） それでは会を再開します。事務局の方からの説明は終わりましたけど、他に皆様方からありませんか。ないようでしたら以上で日程が全て終了致しましたので会を閉会致します。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 17 時 37 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋持 雅祥

会議録署名委員 池田晴良

会議録署名委員 廣川勝己